

可決された意見書・決議・条例等

議員提出議案第1号：地方財政の充実・強化を求める意見書

(議決日7月5日)

本県は「平成28年熊本地震」「新型コロナウイルス感染症」「令和2年7月豪雨」の3つの大きな課題への対応が求められる中、平成28年熊本地震と令和2年7月豪雨からの創造的復興を両輪に、新型コロナウイルス感染症による社会の変容を見据えた「新しいくまもと」を創造することを目指し取組みを進めている。

これまで、激甚災害指定や補助制度の創設、補助率の嵩上げなど、国による様々な御支援をいただきながら対応しているが、新型コロナウイルス感染症による税収への影響も見込まれる中、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨災害関連事業に係る地方債の償還も重なり、財政運営は厳しい状況に陥ることが懸念される。

他方で、少子高齢化対策や地域経済活性化、産業人材の確保、住民の安全・安心の確保など、住民ニーズの多様化・高度化が進む中、地方創生・人口減少対策をはじめ、国土強靱化のための防災・減災対策、デジタル化の推進など、様々な課題にも直面している。このような中、6月18日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2021」では、令和4年度(2022年度)から令和6年度(2024年度)までの予算編成に関し、「地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とされた。

よって、国におかれては、今後の政府予算と地方財政の検討において、地方が責任を持って地域の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担い、平成28年熊本地震、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨への対応について万全を期すため、下記の事項を実現されるよう強く要望する。

記

- 1 地方創生・人口減少対策や社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、デジタル化の推進、感染症対策等増大する地方自治体の財政需要や、新型コロナウイルス感染症を契機とした経済活動の縮小による税収の減少について把握した上で、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、令和4年度(2022年度)地方財政計画に確実に反映し、安定的な財政に必要な地方一般財源総額の充実・確保を図ること。
- 2 熊本地震からの創造的復興を成し遂げられるよう継続的な財政支援措置を講じること。また、令和2年7月豪雨からの復旧・復興が実現できるよう、安全安心なまちづくり等への国庫補助制度創設や補助率嵩上げ、地方財政措置の拡充等、財源確保のための特別な財政支援措置を継続的に講じること。
- 3 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」等について、今後の感染状況や経済状況等を踏まえて、令和3年度(2021年度)以降も補正予算編成や予備費活用等により必要な額を確保すること。また、今後の経済状況によっては地方財政計画を超える減収となる可能性もあるため、令和3年度(2021年度)においても、令和2年度(2020年度)と同様に地方消費税等を減収補てん債の対象とする

こと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、
内閣府特命担当大臣（防災）、内閣府特命担当大臣（地方創生）

議員提出議案第2号：国土強靱化対策の予算の確保を求める意見書

（議決日7月5日）

我が国では、近年、全国各地で大規模自然災害が頻発化・激甚化している。また、本県においても、平成28年の熊本地震や令和2年7月豪雨などにより、県内各地で甚大な被害が相次いでおり、県民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靱化の取組みは、一層重要となっており、ハード・ソフト両面から対策の推進が急務となっている。

こうした状況を受け、国においては、昨年12月、取組の更なる加速化・深化を図るため「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」を閣議決定され、第3次補正予算として措置いただき深く感謝する。本県においてもこれを積極的に活用し、国土強靱化地域計画に基づき、今後起こり得る自然災害に備え、被害を最小限に抑え、迅速な復旧・復興につながる災害に強く安心・安全な熊本づくりに取り組んでいるところである。

しかし、熊本地震や令和2年7月豪雨からの復旧・復興に加え、国土強靱化の取組みを強力に進めるためには、中長期的な見通しのもと、計画的かつ継続的に取り組むことが必要である。

よって、国におかれては、5か年加速化対策として、取組の加速化・深化のために追加的に必要とされている約15兆円を、通常予算とは別枠で確保するとともに、当初予算において必要な予算措置が安定的に確保されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、
国家公安委員会委員長、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）

議員提出議案第3号：マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進等を求める意見書

（議決日7月5日）

デジタル社会の形成のためには、その基盤となるマイナンバーカードの普及と利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る必要がある。

国においては、令和元年6月にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」により、マイナンバーカードについて、令和4年度中に

はほとんどの住民が保有することを想定し普及を進めていくこととされた。

令和3年5月に、デジタル改革関連法が成立し、希望者がマイナポータルや金融機関窓口から口座をマイナンバーとともに事前登録することにより緊急時の給付金や児童手当などの公金給付を迅速かつ簡素な手続きで受給できるようになる制度が創設されるなどマイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用に寄与する環境構築が進められている。

しかしながら、マイナンバーカードの交付率については、いまだ全住民の3割程度しか保有していない。今後、令和3年9月に設置が予定されているデジタル庁が司令塔となり、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用をさらに促進し、マイナンバー制度をデジタル社会の基盤にする必要がある。

よって、国におかれては、下記の事項を実施されるよう強く要望する。

記

- 1 マイナンバーの利用範囲について、国民の理解を得た上で、厳重なセキュリティ確保による個人情報の保護を図りつつ、住民サービスの向上が図られるようその拡大を推進すること。
- 2 マイナンバーカードの利便性向上に向けては、国民が利便性向上を実感できる取組について、関係機関と適切に連携を図りながら確実に実現すること。その実施にあたっては、地方に過度な負担を課すことがないように、具体的な手法やスケジュールを適切な時期に明示するとともに、必要となる地方自治体のシステムの改修等に対して、技術的・財政的支援を確実に行うこと。
- 3 マイナポータルについては、機能の充実を図るとともに、地方公共団体のシステム基盤との連携策を講じるにあたっては、地方公共団体の負担とならないよう十分な財政措置を講じること。
- 4 国民のマイナンバー制度への理解とカード取得の促進につながるよう、広報・周知の取組を強化すること。また、誰一人取り残さないデジタル社会の実現に向け、高齢者などがデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタルデバйд対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、内閣官房長官、
デジタル改革担当大臣

議員提出議案第4号：台湾の世界保健機関（WHO）年次総会へのオブザーバー参加を求める意見書

（議決日7月5日）

日本と台湾とは歴史的にも関わりが深く、本県においては2017年に高雄市と友好交流協定を締結し、経済、観光、教育、国際定期航空路線などさまざまな分野で交流を重ねている。本議会においても「熊本と台湾との交流を進める県議会議員の会」を設立し、日台間の友好親善関係の増進に取り組んできた。

また、平成28年熊本地震や令和2年7月豪雨が発生した際には、台湾から義援金や見舞金など多くの支援が寄せられ、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に際してもマスクや医療用物資が寄贈されるなど、緊密なパートナーとして心からの支援が寄せられている。

こうした交流の進展に伴い相互理解が図られる一方で、新型コロナウイルス感染症の世界規模での蔓延のような、国境を超える課題に対しては、これまで以上に関係国・地域との連携が必要となる。

参議院は今般6月11日の本会議で、WHOの年次総会等への台湾の参加が実現されるよう、次のとおり決議された。

- 1 関係各国に対し、今般の新型コロナウイルス感染症対策及び今後の世界的な公衆衛生危機対応のために、WHOの次回総会より台湾がオブザーバーとして参加することを認めるよう求める。
- 2 日本政府には、国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態の収拾に資するべく、台湾がWHO年次総会にオブザーバーとして参加する機会が保障されるよう、関係各国に強く働きかけることを求める。

よって、国におかれては、台湾のWHO参加支持を表明している関係各国・地域と連携し、台湾のWHO年次総会へのオブザーバー参加実現に向けての取組をこれまで以上に強化するよう強く要望する。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣

委員会提出議案第1号：地方消費者行政に対する財政支援（交付金等）の継続・拡充を求める意見書

（議決日7月5日）

消費者被害・トラブル額は、平成31年（令和元年）1年間で約4.7兆円と言われている。

これらの消費者被害を防止・救済するためには、相談体制を確保することをはじめとした地方消費者行政の強化が非常に重要である。全ての地域において専門の相談員による相談を受けられる体制を確保するためにも、地方公共団体が消費者行政を推進していくことが喫緊の課題となっている。

そのためには、地方消費者行政に係る経費について、将来にわたり、継続して国が担っていくことが不可欠である。しかしながら、国が地方消費者行政に対して措置する交付金の予算額が消費者庁創設時に比べ大幅に減額されているとともに、活用等に制限が定められており、このままでは地方消費者行政が後退するおそれがある。

このことは、地方公共団体だけの問題ではない。地方支分局を持たない消費者庁が全国的に消費者政策を展開させるためには、地方公共団体が消費者行政を行う必要がある。今般の交付金の大幅な減額により、地方消費者行政が後退することは、国全体の消費者行政の後退につながるものであり、国民生活の安定が脅かされることにつながるものである。

よって、国におかれては、国民生活の安定の基礎を担っている地方消費者行政を安定的に推進させるため、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 国において、地方消費者行政を安定的に推進させるための恒久的な財源措置を検討すること。
- 2 少なくとも、地方公共団体が消費者行政を行うために必要な予算措置を行い、地域の実情に合わせた活用ができる仕組みとすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

委員会提出議案第2号：夫婦・親子同氏を維持し、旧姓の通称使用の拡充を求める意見書

（議決日7月5日）

近年、夫婦が別の姓を名乗ることもできる、選択的夫婦別姓制度を盛り込んだ民法改正の議論がある。夫婦別姓は子供が生まれれば、必然的に親子の間で姓が異なる親子別姓をもたらし、ひいては兄弟別姓をもたらす結果を招き、社会の基盤である家族の在り方に重大な問題を引き起こしかねない。平成29年の内閣府の世論調査では、別姓は子供にとって好ましくないという声は62.6%にも上っている。

また、同調査では、同姓（通称使用含む）を名乗るのが良いという考え方が53.7%、別姓導入賛成は42.5%と意見が分かれており、しかも、調査全体の割合から見れば自ら別姓を積極的に希望する者は一割にも満たず、夫婦別姓の導入は、国民的世論の賛成を得ているとは言えない。

夫婦の姓の在り方については、昨年12月の政府の「第5次男女共同参画基本計画」の策定にあたっても議論となり、政府の結論は「戸籍制度と一体となった夫婦同氏制度の歴史を踏まえ、また家族の一体感、子供への影響や最善の利益を考える視点も十分に考慮」するとされ、また「婚姻により改姓した人が不便さや不利益を感じることはないよう……引き続き旧姓の通称使用の拡大やその周知に取り組む」と明記された。

また、今年6月23日に、最高裁は「社会の変化や国民の意識の変化などを踏まえても、2015年の合憲判断を変更すべきものとは認められない」と示した。

よって、国におかれては、第5次基本計画で定められたように家族の一体感、子供への影響を考慮し、夫婦・親子同氏制度を維持しつつ、旧姓の通称使用の更なる拡充をはかり、社会生活上の不利益を解消するため、環境を整備されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

○衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、女性活躍担当大臣